

保護林の名称設定について

保護林設定管理要領 第10条3

森林管理局長は、それぞれの保護林について名称を付すものとする。名称は、その保護の対象が分かりやすいものとし、原則として森林生態系保護地域及び生物群集保護林に関しては、地域、山地、河川名等を付した名称、希少個体群保護林に関しては、地域及び保護対象野生生物名又は保護対象野生生物名のみを付した名称とするものとする。

管理方針書記載要領 2 (抜粋)

なお、保護林再編に際し、旧林木遺伝資源保存林が希少個体群保護林等に移行された場合には、名称中に「遺伝資源」を付することとする (例：□□ (樹種名) 遺伝資源 希少個体群保護林)。

【名称の設定にあたっての考え方】

保護林設定管理要領を踏まえつつ、できる限り旧名称を継承して、名称を設定。

なお、以下の場合においては、それぞれ修正の上名称を設定。また、地元での特段の事情がある場合は個別に判断。

- 生物群集保護林に区分するもののうち、旧名称に樹種名があるは、旧名称から樹種名を除いて新名称とする。
例) 葡萄森 **ブナ** → 葡萄森
- 希少個体群保護林に区分するもののうち、旧区分において、同じ樹種に複数の呼び名があった場合は、統一。
例) 「天然スギ」と「スギ」は「スギ」に統一
- 名称を簡略化しても設定趣旨が分かるものは、簡略化。
例) 十和田イタヤカエデ **等** → 十和田イタヤカエデ
- 希少個体群保護林に区分するもののうち、旧区分において地元特有の呼称を使用しており、その呼称で樹種の特定が可能である場合、当該呼称を樹種名に代えて使用。
例) 松森山 **御堂松**、鳥海 **ムラスギ**